平成２１年（フ）第１３１２１号
東京都江戸川区平井５丁目23番５号
破産者　株式会社ユニール
1　決定年月日　平成22年３月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１９３９１号
東京都葛飾区立石１丁目11―10―501
破産者　関川　　徹
1　決定年月日　平成22年３月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第４８号
名古屋市守山区藪田町1502番地　パークシティＴ・Ｓ303号、開始決定時の住所名古屋市守山区脇田町205番地　宝マンション大森第２　1106号
破産者　西村　嘉人
1　決定年月日　平成22年３月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２１年（フ）第６４号
岐阜県恵那市大井町2236番地417
破産者　西村　和眞
1　決定年月日　平成22年３月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２１年（フ）第１４６号
岐阜県多治見市池田町５丁目285番地
破産者　矢田　清子
1　決定年月日　平成22年３月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２１年（フ）第２４５号
岐阜県土岐市妻木町1813番地の７
破産者　有限会社カネ久陶苑
1　決定年月日　平成22年３月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２１年（フ）第２４６号
岐阜県土岐市妻木町1849番地28、住民票上の住所岐阜県土岐市妻木町1813番地の７
破産者　鈴木　裕久
1　決定年月日　平成22年３月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２１年（フ）第１３７号
三重県志摩市志摩町越賀1013番地３
破産者　向原　友加（旧姓西岡）
1　決定年月日　平成22年３月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２０年（フ）第９８４号
神戸市長田区高東町３丁目３番16号
破産者　有限会社日本クリーンサービス
1　決定年月日　平成22年３月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２０年（フ）第３７７１号
札幌市南区真駒内柏丘６丁目４番４―101号
破産者　大橋恵美子
1　決定年月日　平成22年３月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１２７３号
北海道江別市大麻桜木町33番地の３
破産者　株式会社セイホウ
1　決定年月日　平成22年３月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第５５５号
北海道旭川市神楽７条12丁目６番９号
破産者　有限会社東南建設
1　決定年月日　平成22年３月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
旭川地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第２５４号
岐阜県羽島郡笠松町円城寺字上田474番地の２
破産者　有限会社中部市場運輸
1　決定年月日　平成22年３月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第２０７５号
京都市北区小山西元町25番地
破産者　株式会社京都伊達志め本舗
1　決定年月日　平成22年３月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２０年（フ）第９６号
大阪府富田林市津々山台２丁目８番１号
破産者　片山美智代
1　決定年月日　平成22年３月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
奈良地方裁判所五條支部

平成２０年（フ）第４６７号
岡山県笠岡市神島3182番地
破産者　株式会社大一建設
1　決定年月日　平成22年３月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２１年（フ）第４２３号
岡山県倉敷市連島町連島1887番地の１
破産者　有限会社アトリエとき
1　決定年月日　平成22年３月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２１年（フ）第４１号
岡山県苫田郡鏡野町古川475―１　かがみの園、住民票上の住所岡山県勝田郡勝央町上香山570番地
破産者　髙橋　佐暢
1　決定年月日　平成22年３月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所津山支部

平成２１年（フ）第４１９号
宮崎市大字加江田3345番地１
破産者　有限会社宮本園送
1　決定年月日　平成22年３月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宮崎地方裁判所破産係

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２１年（フ）第４９４号
奈良県橿原市縄手町365番地の１　飛鳥マンション305、前住所奈良県香芝市良福寺126番地の１ヴィラ・ド・クリスタル203号
破産者　杉井　康則
1　決定年月日　平成22年３月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２１年（フ）第７９５号
盛岡市東黒石野１丁目３番８号
破産者　佐藤　博芳
1　決定年月日　平成22年３月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部